

議 庁

日時： 11月26日 (火) PM1:30 <庁議室>

【市長挨撈】

【報告事項】

1. 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

都市政策部長

【連絡事項】

1. 庁達について
2. 令和6年度ISO9001定期審査について
3. 令和7年度1%まちづくり事業の募集及び1%まちづくり会議の委員募集について
4. 令和6年度 太田市社会福祉大会開催について
5. 太田市養護老人ホーム民営化運営法人の辞退について
6. 地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の策定について
7. 令和7年太田市消防出初め式について

企画部長

企画部長

地域振興部長

福祉こども部長

福祉こども部長

農政部長

消防長

◆ 次回庁議予定 ◆ 12月11日(水) AM9:00~<庁議室> 案件名報告: 11月29日(金) PM5:00
資料提出: 12月 4日(水) PM5:00

1 市道において発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	市過失 割合	事故概要
1	令和6年10月11日	535,000円 (535,000円)	10割	令和6年7月17日、太田市世良田町3115番先の市道において、相手方の従業員が運転する相手方所有のワゴン車が当該市道上の石畳を通過した際、当該石畳の敷石が破損し跳ね上がり、当該ワゴン車の底部にあるバンパー及びマフラー等が損傷したことにより、相手方に損害が生じたものである。
2	令和6年11月8日	24,976円 (24,976円)	10割	令和5年11月6日、太田市東金井町774番4先の市道において、相手方の親族が相手方の所有する乗用車を運転し、勤務先の敷地に進入したところ、老朽化していた側溝蓋が割れて当該乗用車の左前輪タイヤが損傷したことにより、相手方に損害が生じたものである。
3	令和6年11月8日	6,785円 (13,570円)	5割	令和6年9月29日、太田市只上町2328番1先の市道において、相手方の親族が運転する相手方所有の乗用車が西進中に、四差路を左折するため側溝を通過したところ、陥没した側溝蓋と道路との間に生じていた段差に接触し、当該乗用車の左前輪タイヤが損傷したことにより、相手方に損害が生じたものである。
合計		566,761円 (573,546円)		

●内 容 【 3.連絡事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 3. その他（庁議終了後） 】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線2200

【表題】

序達について

【目的】

年末年始を迎えるにあたり、職員に全体の奉仕者としての自覚を促し、綱紀肅正及び服務規律の確保を図るため庁達を発するものです。

【概要】

1 庁達の内容

- (1) 服務規律を確保すること
- (2) 交通法規遵守（飲酒運転の禁止）及び交通事故防止のこと
- (3) 公金等の管理に万全を期すること
- (4) 健康管理に努めること

2 庁達文

次ページのとおり

3 示達日

令和6年12月2日

4 周知方法

12月2日に公開羅針盤V4掲示板に掲載するとともに、所属長から直接口頭にて職員に周知する。

【備考】

- 内 容 【 3. 連絡事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 1. 庁議後 】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線 (TEL) 2200

【表題】

令和6年度ISO9001定期審査について

【目的】

ISO9001定期審査を控え、全庁的な協力体制をお願いするとともに、受審にあたっての主なポイントを共有することを目的とします。

【概要】

1 ISO審查日程

令和6年12月17日（火）～19日（木）

2 審査対象部局

9部局28部門（別紙審査スケジュール参照）

3 審査ポイント

- ①業務におけるリスクへの対応状況
- ②事務事業（プロセスシート）における目標設定と事業の進捗状況及び成果
- ③教育・訓練の状況（職場研修を含む力量の確認）
- ④事業実施時の計画、設計、見直しの状況
- ⑤外部発注のプロセス、監視・点検
- ⑥市民ニーズ・苦情等の分析及び対応状況
- ⑦改善活動の状況（事務改善や未然防止策等の状況）
- ⑧施設管理等の状況（法定点検等の実施状況）

4 審査対応

- ①オープニングミーティング12月17日(火) 午前9時10分本庁舎3階大会議室
②クロージングミーティング12月19日(木) 午後4時(予定) 本庁舎3階大会議室
※審査対象課各課1名の参加をお願いします。

【備考】

* 問い合わせ先 企画部企画政策課企画政策係 内線 2293 47-1892 ダイヤルイン

福祉こども部長 氏名 吉田 道宏 内線 (TEL) 2500

* 問い合わせ先 太田市社会福祉協議会 企画総務係 46-6208

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

太田市養護老人ホーム民営化運営法人の辞退について

養護老人ホームが令和7年4月から民営化するにあたり、公募により選定された社会福祉法人が辞退したことを報告するものです。

社会福祉法人福寿会 理事長 伊藤 薫

民営化移行後に経費削減等の努力を行っても不採算に陥るリスクが高いと判断したため。

令和6年7月	選定委員会を開催し、民営化運営法人を選定
9月	庁議及び健康福祉委員会で民営化運営法人の決定を報告
10月	民営化運営法人が書面にて辞退の申し出を提出
11月	辞退を受けて今後の方針を検討し直営での運営を決定
12月	各業務委託先の仕様検討
令和7年1月～3月	指定管理運営法人から市への事務引継ぎ
3月	各業務委託の入札
4月	直営（一部業務委託）での運営開始

【備考】

* 問合せ先 福祉子ども部 長寿あんしん課 いきが推進係 47-1829 ダイヤルイン

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

農政部長 氏名 清水 純一 (TEL) 0276-20-9714

地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の策定について

令和５年４月１日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正により、地域計画の策定が義務付けられました。今後高齢化や人口減少の本格化による農業者の減少に伴い、耕作放棄地が拡大することで、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されます。本計画の策定は、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化することで、本市農業の維持・発展に繋げるものです。

地域計画は農家と農地の現状と将来の意向を収集し、その結果を基に地域の関係者が話し合いを行うことで、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するものです。また10年後に目指すべき農地利用の姿である目標地図も併せて作成します。

市街化区域等を除いた全農地

令和6年 1月～11月 市内13地区（モデル地区以外）で協議の場（座談会）を2回ずつ開催

3月 地域計画策定公告

- 2 その他 地域計画策定後は、地域計画区域内の土地において、「農用地区域からの除外（農振除外）」や「農地転用」を行う場合、あらかじめ地域計画区域から除外する必要があります。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 農政部 農業政策課 農政係 0276-20-9714

消防本部 消防長 竹内 富雄 TEL 33-0200

* 問い合わせ先 消防本部 消防総務課 総務係 電話 33-0200